

「旧市役所庁舎及び旧市立安芸中学校跡地活用に係る民間活力導入可能性調査委託業務公募型プロポーザル」質問書 回答（R6.4.11）

No	質疑事項	内容	回答
1	貴市の入札参加資格者名簿への登録について	当社は、貴市の入札参加資格者名簿に未登録のため、新たに登録させていただきたく存じます。令和6・7年度競争入札参加資格審査申請について（建設工事、測量・建設コンサルタント等業務）を拝見したところ、申請受付期間が令和6年2月13日までとなっております、本業務への参加申込にあたって、別途受申請受け付けいただけるのでしょうか。	本プロポーザルは役務の提供であるため、随時受付は可能です。
2	仕様書	審議会及び庁内検討会議の実施内容の目安について可能な範囲でご教示いただけますでしょうか。（会議内容や実施時期など）	審議会は3回程度を想定しており、学識経験者の意見を踏まえ、受託者が作成した基本計画の内容についての協議や進捗状況について確認を行います。
3	審査要領	提案内容点100点＋価格評価点10点の合計110点で総合評価するという認識でよいでしょうか。 価格評価点は、定量的事項に係る審査と定性的事項に係る審査とは別に評価するのでしょうか。	本プロポーザルの審査要領にて、総合点数は100点としおりますが、誤って、下記の価格評価点において、5点のところを10点と記載しております。 【審査要領の記載】 価格評価点＝配点（10点）×全体の最低提案額÷当該提案額 上記10点の箇所を5点に修正しまして、再度HPに掲載するようにいたします。
4	参加資格要件	（1）に記載のある同種・類似業務の「PPP/PFI手法における民間活力導入可能性調査業務及びPFIアドバイザー業務」については、“及び”との記載があることから両方の実績が必要ということでしょうか？	お見込みのとおりでございます。
5	参加資格要件	（9）共同事業者として複数の法人が応募する場合の記載について、代表事業者が（1）の条件を満たしていなくても、構成する法人が（1）の条件を満たしていれば、良いということでしょうか？	お見込みのとおりでございます。
6	参加資格要件	共同事業者として複数の法人が応募する場合、協定書の提出は必要でしょうか？	本市の様式にて協定書の提出をお願いします。
7	仕様書	「6 成果品」のウに民間活力導入可能性調査の結果について取りまとめた報告書とありますが、イとの違いがイメージできません。具体的にどのような違いを想定されていますでしょうか。	イでは、業務の趣旨などを含む本業務全体を総括した調査結果（概要版など）を提出していただき、ウでは、民間活力導入可能性調査に特化した形での詳細版として提出をお願いします。

8	プレゼンテーション	企画提案書を箇条書き等で簡易に取りまとめたパワーポイントを使用して発表することは可能でしょうか。	プレゼンテーション時間内であれば、企画提案書の詳細として発表することは可能です
9	プレゼンテーション	業務責任者の出席が原則とありますが、業務責任者とは様式第5号の管理技術者という理解でよいでしょうか。	お見込みのとおりでございます。
10	様式第3号について	受託した時期や発注者の都合によりアドバイザー業務の発注がされておらず、現時点で導入可能性調査のみの実績に関して、施設の概要に記載する内容と致しましては、導入可能性調査時の検討プランの数値を記入し、完成（予定）年月は未定として問題ないでしょうか。	予定として記載してください。
11	企画提案書について	建設事例については、過去3年間に供用開始した施設という理解でよいでしょうか。	お見込みのとおりでございます。
12	参考見積書について	本業務の終了後、安芸市が実施する施設整備に向けた取組に関して、貴社が行うことができる支援がある場合には、項目と金額を参考資料として提示すること。」とありますが、参考資料として提示する項目と金額は、仕様書に記載されている基本計画の策定及びパブリックコメントへの支援ということでしょうか。または事業実施に向けたアドバイザー業務のことでしょうか。合わせて、参考資料として提示する金額は委託限度額には含まれないという理解でよいでしょうか。	参考見積書（任意様式、1枚）では、まず本プロポーザル業務の金額の提出をお願いします。 そのほか、「本業務の終了後、安芸市が実施する施設整備に向けた取組に関して、貴社が行うことができる支援がある場合」には別途、項目と金額を参考資料として提示してください。ここでの支援はアドバイザー業務を含む施設整備を指します。
13	参考見積書について	「本業務の終了後、安芸市が実施する施設整備に向けた取組に関して、貴社が行うことができる支援がある場合には、項目と金額を参考資料として提示すること。」については、本プロポーザルにおいて評価の対象外である、という理解でよいでしょうか。	お見込みのとおりでございます。

14	プロポーザル実施要領 第6 参加申込及び資格要件の要件と第8 企画提案書等の作成要領について	第6で示されている、名称と様式番号について、第8の（4）に記載されている名称に対する様式番号が異なりますが、示されている名称が正しいという理解でよろしいでしょうか？	お見込みのとおりでございます。修正したものを再度HPに掲載いたします。
15	プロポーザル実施要領 第8 企画提案書等の作成要領について	第8の（4）③に記載されている実施体制について、A4版、片面1枚とありますが、説明分 アの中で、「表またはフロー図等を用いて分かりやすく示すこと」との記載があります。様式で片面1枚、表またはフロー図で片面1枚、合計2枚で作成するとい理解でよろしいでしょうか？	お見込みのとおりでございます。様式で1枚、そのほかフロー図の資料の提出をお願いします。
16	プロポーザル実施要領 第8 企画提案書等の作成要領について	第8の（4）③に記載されている実施体制について、説明分 イの中で、「実務にあたる管理技術者及び各担当技術者については、別紙業務実施体制（様式5）に記載し、提出すること」とありますが、別紙業務実施体制（様式5）ではなく、管理技術者の経歴等（様式5）および主任技術者の経歴等（様式6）に記載するという理解でよろしいでしょうか？	お見込みのとおりでございます。修正したものを再度HPに掲載いたします。
17	【実施要領】第6（2）①（ア）同種業務について	公的主体の施設整備に係る民間活力導入可能性調査業務及びPFIアドバイザー業務実績とありますが、公的主体の施設整備とは必ずしも所有権を有していなくても良いという理解でよいでしょうか。例えば、公的主体が、PFI（BOTやBOO方式）の対象施設や、都市公園における公営対象公園施設の整備を検討したものや、そのアドバイザー業務については、公的主体の施設整備に係るものとして対象になりますでしょうか。	お見込みのとおりでございます。例示として挙げていただきました施設につきましても対象となります。
18	【実施要領】第6（2）①（ア）同種業務・類似業務について	同種業務では、公的主体の施設整備に係る民間活力導入可能性調査業務及びPFIアドバイザー業務、類似業務では、その他の民間活力導入可能性調査業務及びPFIアドバイザー業務、とありますが、PFIアドバイザー業務は、いわゆる、PPP/PFI事業全般との理解で良いのでしょうか？ 具体的には、DBO方式（設計施工維持管理運営の一括発注方式）やDB方式（設計施工一括発注方式）等のアドバイザー業務、公有地有効活用等における民間開発事業者選定のアドバイザー業務、指定管理者の選定支援業務を想定しています。	お見込みのとおりでございます。本プロポーザルではPPP/PFI事業全般を指しております。

19	【実施要領】第8（4）②	業務実績（様式4号）との記載がありますが、参加申請時に提出した様式3号を添付すればよろしいでしょうか。	お見込みのとおりでございます。様3号の誤りです。修正してHPにアップします。
20	【実施要領】第8（4）③	業務実施体制（様式5号）の記載がありますが、様式4号と読み替えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりでございます。様式4号の誤りです。修正してHPにアップします。
21	【実施要領】第8（4）③ア	管理責任体制、業務執行体制などについて、表またはフロー図等を用いるよう記載がありますが、様式4号にはフロー図を記載するスペースがありません。また、技術者の欄についても必要に応じ追加することとの記載がありますが、A4版片面1枚ですと記載が困難です。様式4号の改変若しくはページの追加を認めて頂くことは可能でしょうか。	管理責任体制や業務執行体制の記載のほか、フロー図の提出を別途お願いします
22	【審査要領】別紙 審査項目②	民間活力導入可能性調査については、民間資金等活用事業調査補助金を活用しているとのことですが、よりの確な提案を行うために、補助金申請時に提出した申請書を参考資料として開示頂くことは可能でしょうか。 他自治体様での同様の業務においてもプロポーザルの参考資料として申請書を開示されている案件がございます。	情報公開の対象となりますが、内容精査の上での開示となります。
23	【様式第11号】	実施要領 第8（4）⑤では当該様式については「A4版、片面1枚」との記載があります。様式第10号についてはA3版、片面1枚という認識でよろしいでしょうか。	A4版、片面1枚をお願いします。
24	様式について	様式9や様式10には図・表の使用は可との記載がありますが、様式11には記載がありません。図・表の使用は可能でしょうか。	可能です。

25	【実施要領】第4（5）	国、高知県、安芸市及び他の地方公共団体のいずれからも指名停止等の措置を受けていないこととありますが、他の地方公共団体とは、高知県内の市町村を指すという認識でよろしいでしょうか。それとも、全国の地方公共団体（国、都道府県、市町村）を指すのでしょうか。	他の地方公共団体は、全国の地方公共団体を指します
----	-------------	--	--------------------------